

企画競争説明書

業務名称：トーゴ国ソコデ・バイパス建設計画準備調査

案件番号：19a00970

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年1月8日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年1月8日

2 契約担当役 理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：トーゴ国ソコデ・バイパス建設計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - ~~(×) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。~~
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2021年11月

4 窓口

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部契約第一課 西馬 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第

225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限: 2019年1月15日(水) 12時

(2) 提出先・場所: 上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付(指定の様式を使用)としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

- (3) 回答方法：2019年1月20日（月）までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年1月24日（金） 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積としてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

・以下の項目にかかる現地再委託経費

- ① 気象調査及び水理・水文調査
- ② 地形測量
- ③ 地質調査
- ④ 材料試験
- ⑤ 交通調査
- ⑥ 環境社会配慮関連調査
- ⑦ 社会状況調査

・以下の項目にかかる調査補助員備上費

- ① 交通調査の実施または補助、データ整理、分析
- ② 自然条件調査に係る資料収集等
- ③ 環境社会配慮関連調査/社会状況調査にかかる現地調査、ステークホルダー協議の開催支援、資料収集等

・通訳にかかる下記の経費。ただし、下記①②ともに、通訳と他業務を兼務する業務従事者・現地傭人にかかる経費は、別見積の対象外とし、本見積に計上すること。

① 「第4 業務実施上の条件 2. 業務量の用途と業務従事者の構成（案）

（2）業務従事者の構成（案）」に記載の、「11）通訳（仏語）」の業務従

事者にかかる以下の経費

ア) 人件費（間接費含む）

イ) 旅費（その他：日当、宿泊料、内国旅費）

② 現地での通訳備上費

・衛星画像、地図情報等の購入費

・BIM/CIM 活用に係る経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

（該当費目なし）

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) XOF1=0.18537 円

b) US\$1=109.428 円

c) EUR1=121.326 円

5) その他留意事項

（特記事項なし）

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／道路計画

b) 道路設計／BIM・CIM

c) 環境社会配慮／社会状況調査

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 13.83 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

（当該者の見積価格－最低見積価格）／最低見積価格×100（%）

最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
3％未満	2.25点
3％以上 5％未満	2.00点
5％以上 10％未満	1.75点
10％以上 15％未満	1.50点
15％以上 20％未満	1.25点
20％以上 30％未満	1.00点
30％以上 40％未満	0.75点
40％以上 50％未満	0.50点
50％以上 100％未満	0.25点
100％以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年2月10日（火）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせ

ていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

~~（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。~~

~~（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。~~

1 3 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コ
ンサルタント等の調達」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路整備に係る F/S、O/D、D/D、S/V 等の各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、30 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料 3「**業務管理グループ制度と若手育成加点**」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 業務主任者／道路計画（2号）

② 道路設計／BIM・CIM（3号）

③ 環境社会配慮／社会状況調査（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路計画）】

a) 類似業務経験の分野：道路計画に係る F/S、O/D、D/D、S/V 等の各種業務

b) 対象国又は同類似地域：トーゴ国 及び 全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 道路設計／BIM・CIM】

a) 類似業務経験の分野：道路設計に係る F/S、O/D、D/D、S/V 等の各種業務

なお、3次元での計画・設計業務の経験を有していることが望ましい。

b) 対象国又は同類似地域：トーゴ国 及び 全途上国

- c) 語学能力：語学評価せず
- 【業務従事者：担当分野 環境社会配慮／社会状況調査】
 - a) 類似業務経験の分野：道路事業における環境社会配慮及び社会状況調査に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：トーゴ国 及び 全途上国
 - c) 語学能力：語学評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1 0)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(3 0)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	1 2	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(6 0)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(3 0)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／道路計画	(3 0)	(1 2)
ア) 類似業務の経験	1 2	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○○		(1 2)
ア) 類似業務の経験		5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション		(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		—
イ) 業務管理体制		6
(2) 業務従事者の経験・能力：道路設計／BIM・CIM	(1 5)	
ア) 類似業務の経験	1 0	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力：環境社会配慮／社会状況調査	(1 5)	
ア) 類似業務の経験	1 0	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	2	

第3 特記仕様書案

1. 事業の背景

天然の良港があるトーゴ共和国（以下、「トーゴ」）の首都ロメからブルキナファソまでを繋ぐトーゴ・ロジスティックス回廊（以下、「トーゴ回廊」）は、ブルキナファソ、マリ共和国、ニジェール共和国等の近隣内陸国に対する物流の生命線となっている。トーゴ回廊は周辺地域の他回廊と比べ総輸送費が安いという優位性があり、またトーゴ回廊上の警察・検問数を減らすなどの当国の取り組みにより、トーゴ回廊を通じた内陸国への輸送貨物は増加傾向にある（出典：「トーゴ国カラ・クモング2橋梁建設計画協力準備調査報告書」（JICA、2014年12月））。

当国は、第二次貧困削減文書「経済成長加速化と雇用促進のための戦略（2013-2017）」（Stratégie de Croissance Accélérée et de Promotion de l'Emploi 2013-2017: SCAPE）で、周辺国との経済活動の活性化が当国の発展に不可欠であるとし、トーゴ回廊の整備に重点を置いている。また、当国のみならず、西アフリカ経済通貨同盟（Union Économique et Monétaire Ouest Africaine: UEMOA）も、「インフラ及び道路セクターに係る域内行動計画」（Programme d'Actions Communautaire des Infrastructures et du Transport Routiers: PACITR）の中で、トーゴ回廊を優先的に整備すべき地域回廊の一つとして定めており、当国政府及び他ドナーの支援によりトーゴ回廊の整備が進められている。

トーゴ回廊は、主に当国を南北に縦断する国道1号線と、国道1号線上にある当国中部の都市ソコデから西に分岐して、北部で再度国道1号線に合流する国道17号線とで構成されている。国道1号線は、ソコデ市の北部に位置するカラ市北部から急カーブや急勾配の山岳道路区間が続き、大型トラック等の通過や雨期の降雨により同区間の路面の損傷が激しい。このため、ソコデから分岐する国道17号線は、国道1号線の代替道路としての機能を果たすことが期待されているが、未舗装区間及び未架橋区間が残っている。

かかる状況から、イスラム開発銀行、西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States: ECOWAS）投資開発銀行、西アフリカ開発銀行、アラブ経済開発クウェート基金等が国道17号線の道路建設・改修事業を実施・調査中であり、我が国も2015年度無償資金協力「カラ橋及びクモング橋建設計画」により、国道17号線上の二橋梁の建設を支援した。これら一連の整備事業をもって国道17号線が国道1号線の代替路線として機能する見込みであり、併せてソコデ市の通過交通量の増加が予想される。この国道17号線の分岐点はソコデ市の市街地に位置し、JICAが実施した「トーゴロジスティックス回廊開発・整備計画策定調査」によると、国道17号線を利用する車両のソコデ市通過交通量は、2012年時点の156台/日から、2018年には1,300台/日、2030年には3,350台/日にまで増加する見込みであり、この内約半数が内陸輸送を目的とした大型車両が占めることが予想される。これに加え、国道1号線を利用する車両のソコデ市通過交通量は2030年に4,300台/日に達する見込みであり、ソコデ市内の渋滞に伴う物流の遅延や、歩行者・二輪車との交通事故の増加等が懸念される。

国道17号線事業の完成に伴い懸念されるこれらの課題を解決すべく、「ソコデ・バイパス建設計画」（以下、「本事業」）は、ソコデ市街地の通過交通を、市内を迂回するバイパスに誘導することにより、市街地の渋滞を緩和し交通安全を確保すると同時に、国道1号線及び国道17号線の物流の円滑化を図るものである。本事業はトーゴ回廊全体の効率化を促進すると共に西アフリカ成長リング回廊整備に貢献し、トーゴ

国内のみならず内陸国との経済活動を活性化するものであり、上述のSCAPEを具現化する事業として位置付けられている。

2. 事業の概要

- (1) 目標：本事業は、国道1号線と国道17号線の分岐点があるソコデ市街地を迂回するバイパス道路建設により、今後車両通行量が増加することが予想されるソコデ市街地の通過交通量を抑制、交通安全の強化を図り、国道17号線の利用促進することで、トーゴ回廊全体の効率化を達成し、トーゴ北部及び周辺国への交通・物流の円滑化に寄与するもの。
- (2) 概要：ソコデ市南側の国道1号線上から西方に分岐し、国道17号線と交差した上で、ソコデ市北側で国道1号線と合流するソコデ市街地を迂回するバイパス道路（2車線、約10km）の建設
- (3) 対象地域（サイト）：セントラル州（中央州）ソコデ市近隣
- (4) 実施機関：インフラ・運輸省（MIT）

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本準備調査は、トーゴ政府から要請のあった「ソコデ・バイパス建設計画」（英名：Project for construction of bypass road at Sokode、仏名：Projet de construction et de bitumage de la voie de contournement de la ville de Sokodé）について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査においてJICAがトーゴ側と合意する協議議事録に基づいて実施する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。また、本企画競争説明書に記載している事項以外に、コンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 現地調査の実施方法

本準備調査においては、下記のとおり計5回の現地調査の実施を想定してい

る。なお、第1回、第3－1回、第4回の現地調査においては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

回	主要業務内容
第1回現地調査	バイパスルート案の比較検討・協議
第2回現地調査	バイパスルートの提示・協議及び概略設計、工法比較
第3－1回現地調査	バイパスルートの詳細確定、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集
第3－2回現地調査	概略設計に必要な追加の情報収集、住民説明等の環境社会配慮に係る最終的な協議・手続の支援
第4回現地調査	準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る

(3) 計画内容の確認プロセス

本準備調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定にあたっては、調査の過程で日本側関係者が出席する会議を開催し、随時関係者と内容を確認・協議する。

(4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用と過去の関連案件の確認

JICAが実施し2017年度に完了した「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト」、及びトーゴ政府が過去に実施した（及び今後実施予定の）交通条件、自然条件、土地利用条件等が類似した事業に関する計画・設計関連資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者、他ドナー（西アフリカ開発銀行、イスラム開発銀行、アフリカ開発銀行、ECOWAS投資開発銀行、中国輸出入銀行、アラブ経済開発クウェート基金等）及び関係するコンサルタント、建設業者に計画・設計・施工時の課題、問題点、解決方法等について確認し、これらの情報を計画・設計に反映させる。

(5) 適切なバイパスルートの選定

「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト」及びトーゴ政府が過去に実施した計画・設計の報告書等では、アライメントの概略は示されているものの、詳細な路線計画の検討は行われていない模様である。概略設計を行うにあたり、交通条件、自然条件、土地利用及び環境社会配慮条件、並びに国道1号線・国道17号線との交差接続等といった各種条件並びに検討事項の整理を行い、路線の比較案を作成した上で、先方実施機関との協議にてアライメントの詳細を詰める。

なお、要請書上は本バイパスの建設延長は約10kmとされているが、MITは対象地域の利害関係者に対して約18.2kmのバイパスルート案を提示しているとの情報がある。また、MITは提示されたルートの変更には柔軟に対応する考えを示している。上記を踏まえて、本準備調査の中では建設延長も含め柔軟なバイパスルートの検討を行う必要がある。

(6) BIM/CIM の活用

本準備調査において、上記（5）のバイパスルートの詳細検討、道路構造・

走行環境の確認及び関係者への説明時等に、3次元CADを用いたBIM/CIMモデルの活用を検討している。BIM/CIMモデルの作成と合わせて、無償資金協力事業にBIM/CIMモデルを活用した場合のメリット・デメリットについての提言を取りまとめることを想定しているが、下記6.(13)に基づき、BIM/CIMの活用要否についてプロポーザルにて提案すること。

(7) 交通量調査・路側OD調査と将来交通量推計

本準備調査では、過去実施されたマスタープラン調査（「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト」「トーゴ国トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査」等）で得た交通量調査、将来交通量予測の結果を活用し、補足が必要と考えられる箇所では交通量調査を行う。本事業で計画・整備するバイパス道路はギニア湾沿岸部と内陸部を結ぶ国際物流を担うものと想定され、大型車両交通量の将来交通量推計値は設計方針を決める一要素になると考えられることから、路線特性を踏まえて不足する交通量調査・路側OD調査、将来交通量推計の方法についてはプロポーザルにて提案すること。

(8) 道路舗装設計

道路舗装設計に際して、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく、「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」（2013年）、「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査（プロジェクト研究）報告書」（2015年）及び「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）報告」（2016年）を参照し、隣接区間及び周辺道路の舗装設計と併用状況（損傷状況）や上記（7）の大型車交通量と軸重分布などの点に特に留意した設計を行う。

(9) 道路排水計画

対象道路の機能を確保する上で、適切な道路排水計画とすることが重要になるが、そのために道路の排水機能だけでなく、道路への流入を含めて周辺部の地形や河川・涸れ川等の状況を踏まえた上で計画する。計画対象地域は概ね平坦な地形であり大規模な河川は存在しないが涸れ川は散見される。このため、雨期に涸れ川に集まる雨水の処理も含めた計画が必要となる点に留意する。現時点では、涸れ川等の横断はカルバート等で対応可能と想定しているが、規模の大きな橋梁が必要となった場合は、その設計等に要する業務追加は契約変更にて対応する。

(10) 交通安全対策の検討

供用後の道路交通に対する適切な交通安全対策を検討し、概略設計に反映させる。特に国道1号線からの分岐部・合流部及び国道17号線との交差点部に関しては、安全面を考慮した道路構造・道路付帯設備を検討する。またバイパス道路は対象地域を分断することになるため、居住地近隣では道路の横断を図る歩行者、二輪車・車椅子利用者等の交通弱者に対して十分配慮する。

トーゴの全国的な交通事故データはWHOの公表データにより得られるが、併せて全国および当該地域・路線での交通事故データの収集・分析を行うとともに、事業予定地付近での交通事故発生状況につき、ヒアリング等により確認す

る。

(1 1) 維持管理

道路整備後の維持管理計画を策定し、トーゴ側に適切な予算措置及び維持管理の実施を働きかける。特に、過積載車両の通行は道路の路面等に悪影響を与える原因となることから過積載車両の通行が舗装を含む道路に及ぼす影響について先方実施機関に理解させるとともに、適切な対応を提言する。また適切な維持管理を行うための計画を策定する。

加えて、当該バイパス道路がトーゴ北方の国々との国際物流を担うという路線特性から、過積載車両にはトーゴ国外からの車両も一定数含まれると考えられる。適切な維持管理のためには、それら国外からの過積載車両の取締り等についても考慮の必要がある。なお、同対策は中・長期的なものであり、道路供用当初には過積載車両の通行を織り込む必要があることから、計画・設計段階において必要な配慮を行う。

(1 2) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断される。また、JICA環境ガイドラインが掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、JICA環境社会配慮カテゴリBに分類されている。このためトーゴにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、簡易住民移転計画案の作成支援などを行う。大規模住民移転が想定される場合は環境カテゴリの変更を検討し、併せて必要となる資料作成を行うとともに、JICAが環境社会配慮助言委員会に諮問するにあたって委員会へ出席し、委員のコメントに対する回答案作成等においてJICAを支援、委員のコメントを調査方針・内容及び報告書に反映させる。環境カテゴリの変更に伴う業務追加は契約変更にて対応する。

本事業では、用地取得が必要になると想定されることから、道路整備に際し要する土地と土地所有者を確認し、実施機関の協力を得て、用地取得に関する現地の慣習、手続を把握し、JICA環境ガイドラインに則って対応することが求められている。また事業実施に大きく影響を与える用地取得等に要する期間について他ドナーの事例等を収集し、本事業に照らしての検討を行うとともに、更にトーゴ側の移転費用捻出に係る財務能力などについても詳細に確認し、事業開始時に遅れが生じないように先方実施機関と綿密な協議を行い、合意を得る。用地取得（占有者の退去を含む）の完了は、トーゴ側からの書面取付を以て確認する。なお、トーゴ側で要する手続き内容、所要時間等を確認し、必要な支援を実施機関に行う。

(1 3) 免税方法の確認

我が国の無償資金協力は免税が原則であるため、免税措置がどの機関によって、どのような手続で行われるか、免税に要する期間等について、下記6.(15)に沿って十分に調査する。また直近の無償資金協力事業の免税状況についてヒアリングを行い、過去に発生した免税措置に関する問題について、その背景と現在の対応状況を詳しく調査し、適宜JICAに共有する。

(14) ジェンダーへの配慮

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、対象国におけるジェンダー関連の政策・制度やインフラセクターにおける他ドナー事業のジェンダー視点の取組を調査・確認し、その結果を調査結果に取りまとめる。

本事業では、用地取得・住民移転が生じると想定されるが、その影響は男女で異なることが予見されることから以下の点を考慮する。

- 1) 住民説明会におけるジェンダーバランスへの配慮
- 2) 男女双方からのヒアリングを通じた対象地域非影響住民の適切な状況把握
- 3) 補償金が支払われる場合、支払方法の検討
(男性世帯主が補償金を独占し、配偶者に正確な補償金額が伝わらない、世帯が適切に裨益しない等といった事例に対する対応)

また先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、効果発現におけるジェンダーの視点を入れた検討をトーゴの社会環境・文化も踏まえつつ行う。特に以下の点につき、積極的にトーゴ側と議論し、導入・配慮に努める。

- 1) 施工段階での非熟練労働者雇用に占める女性割合の設定
- 2) 男女間の同一労働同一賃金の確保
- 3) 女性労働者向けトイレ・更衣室・シャワー等の労働環境整備配慮等

(15) 施工時の工事安全対策等に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイダンス」(2014年9月)(以下、「安全管理ガイダンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、トーゴでの最近の既往調査の報告書等やJICAコートジボワール事務所から同国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する。

施工計画策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したトーゴの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査の報告書等により同国の他案件の事例も踏まえた上で、必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じて同国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICAコートジボワール事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査終了時には必ず同事務所に情報共有を行う。

(16) 情報通信技術 (ICT) の活用及び本邦企業技術の活用

本準備調査実施に際し、設計業務等に効果的、効率的な情報通信技術 (ICT) がある場合には、その活用を検討する。また、本事業での本邦企業が有する技術の利用についても、その可能性について検討する。ただし、入札時に業者の参加機会を狭めたり、競争を阻害するものでないこと、事業費の大幅な増加をもたらさないことを前提とする。なお、調査開始前の段階で左記前提の下で導入可能性のあるものがあればプロポーザルにて提案すること。本事業は未踏地への道路新設の計画であることから、無人航空機 (UAV) を活用した測量・3次元測量等が想定される。

(17) 質の高いインフラのための検討

質の高いインフラの観点から、道路設計にあたっては、ライフサイクルコストからみた経済性及び安全性と自然災害のリスクに対する強靱性の確保等の観点を踏まえて検討する。

(18) 内部照査の実施

設計内容の正確性と成果品の品質を確保するために、概略設計にかかる内部照査を行うものとする。コンサルタントは配布資料（「内部照査について」）に沿って、チェックリスト（サンプル）も参照しつつ、照査項目を検討し、チェックリスト方式で作成する。プロポーザルでは照査計画の考え方及び照査項目の詳細（項目のみでよい）を提案する。照査計画及び照査項目の詳細（主な内容）については、業務計画書に記載の上、JICAに提示する。なお、プロポーザルでは、概略設計と詳細設計における照査の関連性を念頭に置き、詳細設計段階で想定される照査項目についても併せて作成、提案する。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAから参团する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) トーゴの開発計画、道路セクターの開発計画等の上位計画における本事業の位置づけ及び整合性について確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容、及び教訓等を確認する。

(4) 事業の実施体制・維持管理体制の確認

事業実施機関であるインフラ・運輸省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

また、完工後の維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を有しているか確認する。

(5) サイト状況調査

1) 対象地域の現況調査

国道1号線及び国道17号線並びに事業対象地域において、地表踏査、ヒアリ

ング、既存資料の分析等により、インベントリー調査を実施し、事業対象地域の現況を把握する。周辺域の自然状況（植生等）や雨期における涸れ川の状態等も確認し、最終的に自然条件調査の情報（調査箇所、調査内容等）も加え、測量で得られる地形図に映像情報とともに取りまとめ、可能な限り現況情報を網羅したものとする。また建築物等の支障物件を確認し、支障物件があれば、その対応策を設計に反映させ、必要に応じて管理者と協議を行う。また、居住地域の近接では埋設物調査を行う。併せて、仮設ヤード等の検討を行う。

2) 自然条件調査

本準備調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、事業予定地において自然条件調査を行う。自然条件とは、気温、湿度、降水量、災害履歴、地形測量、地質調査、埋設物調査などが含まれる。

同調査については、現地再委託または調査補助員を備上して実施することを可とする。想定される調査項目等を別紙1に参考として記載しているが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、別紙1の記載内容以外に必要な自然条件等の調査が想定される場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

(6) 環境社会配慮

本事業は、JICA環境ガイドラインに掲げる道路・橋梁セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でない判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリBに分類される。

については、トーゴにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、用地取得・非自発的住民移転の発生が想定される場合には住民移転計画案の作成などを行う。また、当該道路周辺のジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

社会影響の検討にあたっては、路線計画によりその影響範囲が変わるため、先方政府及び道路設計との連携が必要と想定される。また、トーゴ側による道路用地の取得経緯や時期が不明である場合、これらを確認し、JICA環境ガイドラインとの一貫性を整理し、整理結果に基づく補償方法を検討する必要がある。

一方、環境影響に関しては、工事中の周辺環境への影響（本体の建設工事に伴う汚濁水の流出防止、大気汚染対策、重機騒音振動防止、廃棄物等）、及び供用時（大気質汚染、騒音振動）が想定される。

JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2017年4月）」に基づくこととする。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、本企画競争説明書に係る公開資料に挙げたJICA環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

1) 環境社会配慮に係る調査

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通りとし、現地再委託を可とす

る。（経費は別見積りに計上すること。）

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・ JICA環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
- ③ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案（事業を実施しない案を含む）の比較検討
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦ 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）（案）の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー分析とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者¹、協議方法・内容等の検討）

2) 簡易住民移転計画案の作成支援

JICA環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、下記①～⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行「Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects」も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」（2017年4月）に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ① 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き

¹ 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

3) 交通弱者、ジェンダー等への配慮に係る調査

女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループ（若しくは交通弱者）に配慮した事業計画及び実施計画を調査・検討する。

- ① 本事業の効果発現における、交通弱者若しくは上述のジェンダー等の視点を考慮した、歩道、道路横断施設、街路灯等の施設整備について、トーゴの社会環境・文化も踏まえつつ検討・計画する。
- ② 他ドナーの関連事業における労働者男女比率及び女性労働者の雇用促進政策の有無について確認する。
- ③ 本事業の実施段階において、事業の関係者（コンサルタント、施工業者、発注者、JICA等）における、上述のジェンダー等への配慮を検討する。例として、施工段階での非熟練労働者雇用に一定の女性割合を設ける事や同一労働同一賃金を徹底する（男女間に根拠のない賃金差を設けない）、女性労働者用ファシリティ（トイレ、更衣室、シャワー等）を設置する等が挙げられるとともに、関係者における事業への参画者のジェンダーバランス確保等が想定され、積極的にトーゴ及び日本側の関係者と議論し、導入・配慮に努める。

(7) 社会状況調査

事業の裨益効果を検討するため、以下の項目を調査する。なお、必要に応じて現地再委託も可とする。他にも想定可能な効果的指標とそのために必要な調査項目があれば、プロポーザルで提案すること。

- 1) 対象サイト周辺、住民の住環境の概況、社会インフラ施設（病院、教育施設等）の分布、アクセス状況
- 2) 災害時のライフライン確保の観点からの効果

3) 貧困率データ（当該国の貧困率、案件の受益者に占める貧困層の割合）

(8) 交通量調査・路側OD調査と将来交通量推計

第1回現地調査において、対象地域の交通状況を把握し、将来交通需要予測及び事後評価に必要となる基礎データの整理のため、既存の交通情報・データを入手するとともに、適切な交通量調査・路側OD調査を実施し、更に通行重車両の軸重について把握する。調査対象は、自動車（車種別）だけではなく、二輪車、歩行者についても把握する。その際には、可能な限り曜日変動、季節変動も把握する。軸重に係るデータは国道1号・国道17号線等で実施されている既存事業で収集されたデータの活用を念頭に、それらデータを用いてバイパス道路を通行する大型車両累積軸重について予測すること。

第1回現地調査結果の交通量調査結果を用いて、対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画を踏まえ、将来交通量を予測する。将来交通量推計に使用するパラメータについては、第1回現地調査結果を参考としつつ、道路の通過する地域の土地利用、広域的な道路ネットワークや道路密度等を十分検討する。更に、予測した将来交通量を用いて舗装の構造設計に必要な累積軸重を算出するとともに、運用効果指標設定等に必要となる基礎データを整理する。特に舗装設計にあたっては、大型車交通量（累積軸重）の上振れの可能性を適切に見込んだ設計交通量を設定すべく、随時JICAと協議することとする。また、国道17号線と交差することで、交通流に影響が出ると想定されることから、バイパス完成後の同交差点での混雑状況についても予測する。

具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）及び将来交通量推計の方法は、プロポーザルにて提案すること。なお、本調査は現地再委託又は調査補助員の活用を可とする。

本事業は気候変動対策（緩和策）に資する可能性があるため、現在交通量及び将来交通量推計結果に基づき、現在及び将来の温室効果ガスの総排出量を「JICA気候変動対策ツール／緩和策（JICA Climate-FIT : Mitigation）」の「5.道路、橋梁、鉄道による渋滞緩和等（貨物）」を参考に概算すること。その結果、気候変動対策（緩和策）と位置付けられた場合には、先方政府・実施機関との認識共有（協議議事録への記載等）を図るものとする。

(9) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。また、施工計画・積算の必要精度を確保するため、トーゴ側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認・整理する。

(10) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路・橋梁整備実績、道路・橋梁設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

西アフリカ開発銀行、イスラム開発銀行、アフリカ開発銀行、ECOWAS投資開発銀行、中国輸出入銀行、アラブ経済開発クウェート基金等が実施する、国道1号線及び国道17号線のリハビリ事業や、トーゴ政府が実施した、交通条件、自然条件、土地利用条件等の類似した事業に採用されている設計法等の資料を入手する。また、先方実施機関等の類似事業担当や関係するコンサルタント等に対し、設計時、応札時、施工時、維持管理夫々の時点での課題、問題点、及び解決

方法等についてヒアリング等の情報収集を実施するとともに、現地産材料を使用した施工の適用性についても検討し、これらの情報を計画に反映させる。入手した設計資料は、本事業の設計・計画内容（設計条件とアウトプット）と横並びで比較し、報告書に反映する。

道路舗装設計に際して、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく、「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」（2013年）、「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査（プロジェクト研究）報告書」（2015年）及び「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）報告」（2016年）を参照するとともに、以下の点に特に留意した設計を行うこと。

- 1) 相手国政府の舗装設計基準の特徴と適用の留意点
- 2) 隣接区間及び周辺道路の舗装設計と供用（損傷）状況
- 3) 大型車交通量と軸重分布
- 4) 過積載車両の取締り及び（過積載車両軸重の）舗装設計への影響
- 5) 路床支持力と地下水の影響
- 6) 我が国の設計法（TA法）及びAASHTO（米国全州道路交通運輸行政官協会）等の舗装設計法による確認
- 7) 既存舗装の損傷状況、支持力
- 8) 問題土（膨張土、分散性土壌や軟弱土）の有無及び分布状況
- 9) 路面温度と低速重車両、重交通※の影響
- 10) 耐流動性を考慮した路面性能と評価方法
- 11) 路盤排水の必要性、路面排水・地下排水の流域と流末の確認
- 12) 材料事情（骨材、アスファルト、表・基層材、路盤材、現地発生土等の品質、入手及び処分先）

※重交通：都市内の交差点の近傍のように、大型車が連なって走行している交通状態

(1) 1) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクター（サブコン）の技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材（アスファルトプラント含む）等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質、輸送費等）を調査する。なお、本準備調査期間や費用に限りがあることから、先方実施機関、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることは判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。コンクリート骨材については、アルカリ骨材反応の判定試験を行うこと。必要となる各種試験について、現地での試験の実施が困難である場合は、日本または第三国に試料を持ち込んで試験を実施する。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

またトーゴは仏語圏であることから、仏語圏で多く行われている設計チェックコンサルタントの要否についても確認すること。仮に設計チェックコンサルタントの雇用が必要となる場合、雇用条件・業務内容・費用等の情報を収集するとと

もに、事業実施時の設計チェックコンサルタントへの対応方針についても検討を行う。

(12) 事業内容の計画策定

ここまでの調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 計画路線の選定

以下の作業により計画路線を選定した後に、下記の3)～5)を行うことを想定しているが、当該計画路線の選定作業についてプロポーザルにて提案すること。

- ・衛星画像の購入あるいは既存データの入手等により（適切な手法を提案すること）、1/10,000～1/5,000程度の地形図作成を行う。衛星画像・地図情報等を購入する場合は、その購入費は別見積りとする。
- ・地形図及び衛星画像等の判読、現地踏査、先方実施機関及びソコデ市当局の開発計画、現地関係者からのヒアリングによる社会調査により、通過すべきあるいは回避すべきコントロールポイントを抽出する。
- ・コントロールポイントを踏まえ、作成した地形図に5案程度の路線代替案（一定幅のルート帯）を設定し、先方実施機関、ソコデ市当局、その他必要な関係者の意見も踏まえつつ、工費、工期、交通効果、社会環境への影響等の観点から総合的に最も優れた代替案を選定する。先方実施機関及び関係機関への代替案の提示は第2回現地調査にて行い、その際に先方の意見を回収し、国内作業にて最適案を選定し、第3－1回現地調査の際に先方に再提示、合意を行うことを想定しているが、可能であれば第2回現地調査にて合意を行う。

3) 選定路線に対する基本計画

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。選定された代替案のルート帯について路線測量（UAVを活用した3次元測量等を想定するが適切な手法をプロポーザルにて提案すること）を行い1/1,000地形図を作成し、最終的な路線位置及び道路構造、幅員の確定を行う。なお、詳細な道路線形及び仕様に関しては、自然条件調査等を元にした施工及び維持管理に係るコスト等を勘案し、必要に応じ複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

4) 概略設計図（路線図、平面図、縦断図、横断図、舗装構造図、構造物計画図、機器・標識等配置図等）

5) 施工計画

施工計画には以下の内容を含める。なお、雨期の出水、低水期を考慮するとともに、施工実施に必要な各種手続き（工事許可、交通規制等）及び具体的な工程等を確認し、必要に応じて、先方による手続きの実施を支援する。本事業は道路新設事業であるため、工事中の一般交通の切り回しについて

は、基本的には国道1号線及び17号線との接続部のみと想定されるが、本準備調査では同国の類似工事における交通規制等の実績等を確認して、適切に実施されないリスクが予想される場合、必要な対応策を検討する。

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 仮設計画
- ・ 実施工程
- ・ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討

なお、施工計画の検討にあたっては、必要となる仮設構造物、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

道路計画についてはトーゴ側関係機関に十分に説明・協議し、同機関の合意を得た上で、概略設計の対象とする道路計画を決定する。なお、トーゴ側関係機関への説明は、検討の内容が一方的な提案とならないよう十分な合意形成を行い、実現可能な内容となるよう留意する。

（1 3）BIM/CIM の活用

1/1000地形図上での路線位置、道路構造の確定、走行環境の確認及び道路構造の関係者への説明、プレゼンテーションに際しては、3次元CADを用いたBIM/CIMモデルの活用を想定している。BIM/CIMモデルの構成案、活用についてプロポーザルにて説明を行うこと。なお、ルート上の地形に起伏があることを前提にBIM/CIMモデルの活用を想定しているが、路線選定作業を進めBIM/CIMの活用のメリットがないと判断される場合は、この項目の作業は行わないことを想定している。BIM/CIMモデル導入の是非の判断の目安についてもプロポーザルにて説明すること。また、現時点で活用のメリットが大きいと判断される場合は別見積にて経費を計上すること。

なお、3次元モデルの作成にあたっての想定としては、設計対象の構造物等に必要とする詳細度（形状）は、300～200とし、土工及びその他の周辺地形等の設計対象に含まれない周辺構造物等については、200～100とする。モデルに対する属性については本準備調査では付与を必要としない。また3次元地形モデルとする箇所については、地図情報レベル1000、点密度10点/m²を基本として想定する。

（1 4）相手国側負担事項の確認・整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。また、実施中及び実施済みの無償資金協力事業において免税措置でどのような問題が生じているのか確認するとともに、問題があった場合には本事業での対応策をトーゴ政府関係者と協議する。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項と

して協議議事録に記載され、実施のタイミングや予算の概算とともに事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものであるが、本準備調査の報告書案説明時にトーゴ側と確認し、贈与契約（G/A）に添付されることになる「Major Undertakings to be taken the Government of Togo」の素案を作成し、JICAに提出する。

（15）税金情報の収集・整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続で行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他（地域税等）、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、先方実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また日本国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、海外建設強化（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地JICAコートジボワール事務所にて蓄積していくことが望ましいことから、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報の入手と情報のアップデートを行う。調査終了時には、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）を必ず同事務所に情報共有する。なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめて提出する。

（16）維持管理計画の検討・策定

本事業区間の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及び事業の維持管理、更新費用を検討する。その際には今後の道路アセットマネジメントの展開に資する維持管理手法を検討する。

（17）事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上でJICAに対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編を参照すること。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

(18) 詳細設計実施にあたっての留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(19) 協力対象事業実施にあたっての留意事項の整理

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(20) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(21) 事業の評価

事業の評価はDAC評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、建設予定道路間の貨物量増加（トン/日）、平均速度向上（km/h）、所要時間の短縮（分）、市内中心部の大型車混入率（%）等を想定している。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別指標例（無償指標例と円借款レファレンスの統合版）」を参照のこと。

(22) 本邦企業への事業概要説明（本邦企業説明会の実施）

JICAは、DOD調査（概略説明調査）前に本準備調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事項といった、事業実施に重要なポイントを説明する企業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応をJICAと協議し、調査結果に反映させる。

(23) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容についてJICAと協議する。また設計内容の正確性と成果品の品質を確保するために、概略設計にかかる内部照査を行うものとする。

(24) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概算事業費を含む上記準備調査報告書（案）をトーゴ政府関係者に説明し、内

容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(25) 準備調査報告書等の作成

トゴ政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、下記「7. 成果品等」に記載の成果品を作成する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち 5) から 10) を成果品とし、7) の提出期限を2021年11月5日とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|--|---|
| 1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| 2) インセプション・レポート | : 和文 5 部、仏文 10 部 |
| 3) 現地調査結果概要 | : 和文 5 部 |
| 4) 準備調査報告書(案) | : 和文 3 部
: 仏文 10 部 |
| 5) 概略事業費(無償)積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| 6) 概要資料(※完成予想図を含む) | : 和文 2 部、CD-R 1 枚 |
| 7) 準備調査報告書(※完成予想図を含む) | : 和文(製本版) 8 部及び CD-R 1 枚
: 仏文(製本版) 10 部及び CD-R 3 枚
: 和文(先行公開版) 3 部及び CD-R 1 枚 |
| 8) デジタル画像集(※完成予想図を含む) | : CD-R 2 枚 |
| 9) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版 | : 1 部 |
| 10) 照査チェックリスト | : 1 部 |
| 11) 免税情報シート | : 1 部 |

注1) 「1) 業務計画書」については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 5) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注3) JICA環境ガイドラインでは、報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。一方で準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本準備調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014年11月)を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告書を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、トーゴ側と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに提出するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2 ページ程度）
- 2) 活動に関する写真（1 ページ程度）
- 3) 詳細活動計画／調査フローチャート
- 4) 業務従事者の従事計画／実績表
- 5) 貸与物品リスト
- 6) トーゴ側関係者等との合意文書、議事録等

(3) その他

- 1) 先方との協議開催に際しては、協議内容を協議議事録（Minutes of Meeting : M/M）に取りまとめる。また、上記以外においても、関係機関と確認を要する事項、業務内容に関わる事項については M/M により内容を取りまとめ、関係機関との意思疎通を図る。
- 2) 合意した M/M は、協議終了後すぐに JICA に提出する。
- 3) その他、JICA が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

(4) 収集資料

本準備調査終了時に、契約期間中に収集した資料・データについては、収集資料リストを作成し、準備調査報告書提出時に併せて提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程（案）

2020年4月より現地調査を行い、その後バイパスルート比較検討・詳細確定、概略設計、積算等の国内解析(積算審査期間含む)を行う。2021年8月に現地調査（概要説明）を実施し、2021年9月上旬までに概要資料、2021年11月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目	時期		2020年										2021年											
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
事前準備		□																						
現地調査(OD)			■	■				■			■			■										
国内解析					■																			
概略設計ドラフト説明(DOD)																							■	
国内整理																							□	
概略設計概要資料提出																							△	
準備調査報告書提出																							▲	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途（全体）：

通訳（仏語）含む：約29.1M/M

通訳（仏語）除く：約25.6M/M

※ 通訳（仏語）については下記（4）参照。

(2) 業務従事者の構成（案）

本準備調査には、以下に示す分野を想定するが、業務内容及び業務行程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任者／道路計画（2号）
- 2) 道路設計／BIM・CIM（3号）
- 3) 測地・図化／3次元モデリング
- 4) 道路排水計画
- 5) 構造物設計

- 6) 調達事情／施工計画／積算
- 7) 交通調査／需要予測
- 8) 自然条件調査
- 9) 環境社会配慮／社会状況調査（3号）
- 10) 設計照査
- 11) 通訳（仏語）（※下記（4）参照）

（3）設計照査

設計照査を担当する技術者は、技術士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者でなければならない。

（4）通訳

本準備調査には必要に応じて仏語通訳を配置することを可とする。ただし、経費は直接費のみとする。また、上記（2）に記載の「11）通訳（仏語）」従事者に加え、現地での通訳備上も必要に応じ可とする。備上を希望する場合は、これら必要経費は別見積として計上すること。（※ただし、通訳と他業務を兼務する業務従事者・現地傭人にかかる経費は、別見積の対象外とし、本見積に計上すること。）

3. 公開資料及び配布資料

（1）公開資料

- ・ アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方(基礎研究) 報告書（2013年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12129334.pdf>
- ・ 開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査（プロジェクト研究）報告書（2015年） <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020507.html>
- ・ 開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）報告書（2016年） <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031374.html>
- ・ 開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査(基礎研究)報告書別冊 無償資金協力事業の舗装施工監理/管理ハンドブック(案)（2016年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12287983.pdf>
- ・ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>
- ・ ODA建設工事安全管理ガイダンス（2014年）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pg00001nz4eu-att/guidance_ja.pdf
- ・ JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年）
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
- ・ 協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（2009年）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/pdf/plan_man_01.pdf
- ・ 質の高いインフラ導入に係る情報収集・確認調査（道路・橋梁維持管理分野）ファイナルレポート（2018年）
http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_600_12303186.html

- ・西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープランプロジェクト最終報告書
(2018年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036369.html>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036370.html>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036371.html>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036372.html>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036373.html>
- ・トーゴ国トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査
ファイナルレポート (2013年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027379.html>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027380.html>

(2) 配布資料 (企画競争説明書と同時配布)

- 1) 「ソコデ・バイパス建設計画」要請書 (仏語原文、英語仮訳)
- 2) 内部照査について
- 3) 照査チェックリストサンプル (道路)
- 4) 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領 (2019年11月)

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

(1) 第1回現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：
相手国関係機関との協議及び現地調査を通じてバイパスルート比較検討・
詳細確定に向けた方針を含む本準備調査方針及び無償資金協力制度を確認
し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(2) 第3-1回現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：
バイパスルートの詳細確定結果について、双方の合意事項などに関する協
議議事録を取りまとめる。

(3) 第4回現地調査 (概要説明)

- 4) 団員構成：総括、計画管理
- 5) 調査行程：約10日間
- 6) 目的：
準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項などに関する協議議事録
を取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している下記の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを可とす

る。

コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、これら下記項目にかかる現地再委託業務経費については別見積とする。

- (1) 気象調査及び水理・水文調査
- (2) 地形測量
- (3) 地質調査
- (4) 材料試験
- (5) 交通調査
- (6) 環境社会配慮関連調査
- (7) 社会状況調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、トーゴ国内に現地再委託可能な適切な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも可とする。ただし、本邦または第三国にて再委託する場合は、その必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

6. 調査補助員

下記調査については、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査にかかる調査補助員備上費については別見積とする。

- (1) 交通調査の実施または補助、データ整理、分析
- (2) 自然条件調査に係る資料収集等
- (3) 環境社会配慮関連調査/社会状況調査にかかる現地調査、ステークホルダー協議の開催支援、資料収集等

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力として実施される場合、JICAは本準備調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2019年4月）の様式4-2及び様式4-3を準用した表を添付する。

(2) JICAからの調査団員への同行

現地調査に関し、業務主任はJICAからの調査団員滞在期間中、原則として同団

員の調査に同行することとするが、その他の業務従事者は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 複数年度契約

本準備調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来る。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 安全管理

現地業務に先立ち「JICA安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、渡航計画をJICAコートジボワール事務所に提出するとともに、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAコートジボワール事務所、在トーゴ日本国大使館（在コートジボワール日本国大使館が兼轄）等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

※現地業務における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(6) 不正腐敗の防止

本準備調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス」（2014年10月）の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(7) 適用する約款

本準備調査にかかる契約には、「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用する。

以上

トーゴ国ソコデ・バイパス建設計画準備調査にかかる 自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本準備調査を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資するとともに、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

（これらの調査に要する費用は別見積での計上とする。）

2. 調査項目

(1) 気象調査及び水理・水文調査

調査目的：道路排水計画、道路設計、カルバート設計等の検討に必要な地表水・河川水・地下水の特性を把握する。

調査位置：施工予定箇所とその周辺

調査内容：ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集、気温・湿度・降水等の気象記録、水位、河床状況、流量、流速、災害履歴等

実施方法：直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の備上を認める）

成果品：観測記録、分析結果等

(2) 地形測量

調査目的：道路排水計画、道路設計、及び施工に必要な地形の情報を把握

調査位置：施工予定箇所とその周辺

調査内容：地形測量、路線測量、必要あれば河川測量等の各種測量

実施方法：直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の備上を認める、地形測量にあたってはUAV等による写真測量も可とする）

成果品：地形図、平面・縦・横断図

(3) 地質調査

調査目的：道路設計及び施工に必要な地質の状況を把握する

調査位置：施工予定箇所とその周辺

調査内容：地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR試験他

実施方法：直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の備上を認める）

成果品：調査、試験結果等

(4) 材料試験

調査目的：概略設計及び材料調達計画の策定に際して現地調達材料の適否を判断する

調査位置：材料調達候補箇所

調査内容：骨材、盛土材、路盤材に対する供給元の材料の品質試験（コンクリート骨材についてのアルカリ骨材反応の判定試験を含む）、供給能力、価格、材料供給地点から現場への運搬経路・運搬方法、運搬能力についての情報収集

実施方法：直営または現地再委託

成果品：試験結果、調査・分析結果等

以上